

## 第8回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 次 第

日時：平成24年8月3日（金） 16：00～

場所：市民交流プラザ 5階 大会議室

### 1 開 会

2 挨拶 会長 草津市副市長 平沢 克俊

3 副委員長および監事の選任について

### 4 議 事

議第1号 平成23年度 事業報告について

議第2号 平成23年度 決算について

### 5 その他

草津市総合交通戦略について

### 6 閉 会

# 第1号議案

## 平成23年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会事業報告書

### 1 各種会議の開催

下記の会議を継続的に開催し、公共交通体系の再編、機能強化に向けた各種事業の企画、実施ならびに評価を実施しました。

#### (1) 総会（地域公共交通活性化再生協議会）

第6回 平成23年7月28日開催

- ・平成22年度決算について

第7回 平成24年2月20日開催

- ・平成24年度予算について

#### (2) 分科会（草津市地域公共交通会議及び草津市福祉有償運送運営協議会）

##### 【地域公共交通会議】

第14回 平成23年6月1日開催

- ・本格運行に向けたまめバスの検討について
- ・山田学区ワークショップについての報告

第15回 平成23年7月28日開催

- ・今後のまめバスの運行形態について
- ・デマンドバス実証運行について

第16回 平成23年10月5日開催

- ・今後のまめバスの運行形態について
- ・デマンドタクシー導入の可能性について
- ・回数券導入について

第17回 平成23年12月22日開催

- ・平成24年度まめバス路線改編について
- ・志津、南笠東ワークショップの開催報告

第18回 平成24年2月20日開催

- ・運転免許証自主返納高齢者支援について
- ・路線改編によるマップ、ダイヤ案について

##### 【福祉有償運送運営協議会】

第8回 平成23年4月5日開催

- ・法79条登録団体の更新登録審査

## 2 公共交通の改善に関する調査研究の実施

平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を活用し、コミュニティバス（まめバス）の効果測定調査（OD調査、利用者アンケート、実証データの分析、モビリティマネジメント等）に取り組みました。

### (1) 「地域公共交通活性化・再生総合事業」の活用

- ・国の補助制度を活用し、調査研究経費の支援を受けました。

補助対象経費	： 7, 000, 000円
決定額	： 3, 500, 000円
確定額	： 3, 349, 500円
※実施額	： 6, 699, 000円

# 第2号議案

平成23年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書

（ 自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日 ）

収 入

単位：円

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1 負担金	1 負担金		0	0	0	
		1 負担金	0	0	0	
2 補助金	1 補助金		3,500,000	3,349,500	△150,500	
		1 補助金	3,500,000	3,349,500	△150,500	国土交通省補助金
3 繰越金	1 繰越金		0	0	0	
		1 繰越金	0	0	0	
4 借入金	1 借入金		1,000	0	△1,000	
		1 借入金	1,000	0	△1,000	市中銀行借入
5 諸収入	1 諸収入		2,000	192	△1,808	
		1 寄付金	1,000	0	△1,000	協賛金
		2 雑入	1,000	192	△808	利息
計			3,503,000	3,349,692	△153,308	

支 出

単位：千円

科 目			予算額	決算額	増減額	備考
款	項	目				
1 運営費	1 事務費		2,000	0	△2,000	
		1 会議費	1,000	0	△1,000	
		2 事務費	1,000	0	△1,000	
2 事業費	1 事業費		3,500,000	3,349,500	△150,500	
		1 負担金	3,500,000	3,349,500	△150,500	草津市への事業委託負担金（総事業費 6,699,000 円：草津市負担 3,349,500 千円）
3 予備費	1 予備費		1,000	0	△1,000	
		1 予備費	1,000	0	△1,000	
計			3,503,000	3,349,500	△153,500	

※繰越金

（平成23年度収入決算額） （平成23年度支出決算額） （平成23年度繰越金）

3,349,692 円 － 3,349,500 円 ＝ 192 円

繰越金については、平成24年度に市の一般会計に雑入処理します。

平成23年度 会計監査報告書

草津市地域公共交通活性化再生協議会の平成23年度会計監査について、  
下記のとおり報告する。

記

貯金通帳、証拠書類の経理及び処理について、正確かつ適正に執行されていることを認める。

平成24年7月20日

監事

南 英三 

監事

頰 口 俊 助 

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 平 沢 克 俊 様

# 平成 24 年度 草津市総合交通戦略策定業務

## 1. 目的

人口減少・高齢社会に対応した交通環境の整備や、公共交通を軸とした集約型都市構造の実現を目指し、JR 駅での乗り換えの円滑化や路線バス・コミュニティバス（まめバス）の交通環境の改善、自転車走行空間・歩行者空間の整備、新交通システム等の総合都市交通のマスタープランを策定し、交通施策とまちづくりが一体となる交通ネットワークの推進を図ることを目的とする。

## 2. 概要

本業務は、市民や公共交通事業者、地方公共団体等の関係者で構成される「草津市総合交通戦略協議会」（以下「協議会」という。）や、草津市庁内組織の「草津市総合交通戦略作業部会」（以下「作業部会」という。）による、総合交通戦略（以下、「交通戦略」という。）の基本的な計画（都市交通マスタープラン）策定に必要な資料作成や会議の運営事務を行うものとする。

また、交通戦略の基本的な計画（都市交通マスタープラン）は 20 年～30 年の将来を見据えた草津市の交通の基本的な計画を策定するものとし、次年度以降に予定している交通戦略（10 年間の事業計画）の策定を視野に入れた内容を検討する。

策定期間は平成 24 年度～平成 25 年度の 2 年間の予定。

## 3. 業務内容

### I. 交通戦略の基本となる計画（都市交通マスタープラン）の提案

#### ① 計画案の作成内容

- (1) 草津市の現状の把握
- (2) 草津市の将来像の把握・整理
- (3) 草津市の交通基盤に関する市民・利用者・通学者のニーズの把握・整理（アンケート調査含む）
- (4) 草津市の交通に係る問題・課題の抽出
- (5) 市民、学識経験者、関係機関等による協議会の設置
- (6) 草津市の都市交通体系の基本計画の検討

○全体・地域別検討

○事業（項目）別検討

- (7) 市民意見の反映（パブリックコメント）

都市交通マスタープラン（原案）について、広く公に、意見・情報・改善案などを求めるパブリックコメントを実施する。

実施するにつき、説明資料（電子データ）の作成を行うとともに、提出された意見の取りまとめや回答の作成を行うものとする。

- (8) 上位関連計画の整理等

草津市総合計画、草津市都市計画マスタープランをはじめ、交通に関する計画を有する上位・関連計画について整理を行い、総合交通戦略に向けた取組みの位置付けを行う。また、必要となる条例、規則、要綱などの作成支援を行うものとする。

- (9) 地元調整資料の作成

② 検討項目

- (1) 駅前広場等での乗り換えの円滑化
- (2) 路線バス、コミュニティバスの交通環境の改善  
(バス専用レーン等)
- (3) 自転車走行空間・歩行者空間の整備
- (4) レンタサイクルの複数拠点化
- (5) 新交通システムの検討
- (6) JR新駅（南草津～瀬田間）の検討
- (7) その他

**II. 交通戦略の策定**

① 総合交通戦略（案）の検討

- (1) 1次戦略として草津市全体の基本戦略を検討する
- (2) 2次戦略として地域別・事業別に検討する

② 実施計画の検討（10ヵ年計画）

- (1) 整備計画（案）の検討
- (2) 推進体制の検討

**III. 協議会の運営**

5回程度開催予定

別紙スケジュール表参照

草津市告示第266号

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱を次のとおり制定する。

平成19年12月27日

草津市長 伊庭 嘉兵衛

## 草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うため、草津市地域公共交通活性化再生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 連携計画の策定および変更に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 本市の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様および活性化に関する事項
- (4) 本市の実情に応じた適切な有償運送の態様および活性化に関する事項
- (5) 本市に存する鉄道駅に係る鉄道事業の態様および活性化ならびに乗継円滑化に関する事項
- (6) 本市に存する港湾に係る湖上輸送の態様および活性化に関する事項
- (7) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項

### (委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
  - (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
  - (3) 市民または市内交通の利用者
  - (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
  - (5) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第4条 市長は、第2条に規定する事項の協議を行う協議会の会議(以下「会議」という。)を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

- 2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(特別の議決)

第8条 第2条第1号および第2号に掲げる事項に係る会議の議事は、前条第4項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上で同意を得て決する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条第1号および第2号に掲げる事項、ならびにその他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

# 草津市地域公共交通活性化再生協議会

## 規 約

平成21年 1月19日 制 定

## 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定および変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### 第2章 委員等

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。

- (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (3) 市民または市内交通の利用者
- (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 市職員

(公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第6条 市長は、第4条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(届出)

第8条 委員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(委員の報酬)

第9条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、副市長をもって充てる。
  - 3 副会長は、委員の中からあらかじめ会長が指名する。
  - 4 監事は、委員の互選により選出する。
  - 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第13条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第14条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

### 第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 総会の議決のうち、第4条第3号に掲げる事項について、事業者が特定される場合、その者の同意を要する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 規約第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第17条第1項及び第4項ならびに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第21条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 幹事会および分科会

### (幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を処理するため、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は第5条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

### (分科会)

第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに草津市福祉有償運送運営協議会とする。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は草津市産業建設部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）に置く。
- 3 事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。
- 4 事務局長は、第2項の所属長をもって充て、事務局員は事務局長が選任する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

### (業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

### (書類及び帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会計

### (事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市からの負担金または補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) 借入金、寄付金、その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第33条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第34条 第24条第2項の事務局の組織改変に伴う名称変更については、第19条第1項第1号の規定によらず、会長がこれを定めることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第35条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第9章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、平成21年1月19日から施行する。